

第3回 制度設計専門会合 事務局提出資料

～卸電力市場における不公正取引について～

平成27年12月4日（金）

卸電力市場の不公正取引に係る各種論点

卸電力市場の不公正取引に関する各種論点の全体像

- 第2回制度設計専門会合では適正取引ガイドライン改正に向けた個別の論点についての考え方を提示し、委員の方を中心に御意見をいただいた。第3回制度設計専門会合では、いただいた御意見を踏まえつつ、適正取引ガイドラインの改正案を作成したため、その内容について御議論いただきたい。

本日御議論いただきたい点

(1) 前回の御指摘事項等

(2) 適正取引ガイドライン改正案

- 改正のポイント
- 改正点の考え方

(1) 前回の御指摘事項等

前回の御指摘事項等

○ 第2回制度設計専門会合において下記の御指摘事項をいただいた。

【御指摘事項①】（新川委員）

1. インサイダー情報の定義

- 「正確な」ということを要件とすると何をもって正確と考えるかという主観的な要素が入ってきてしまうので、金商法のように一定の事実が発生したことをもってインサイダー情報と定義してはどうか。
- 「広く一般に公開されておらず」という要件は曖昧であるため、その要否も含めて再考すべき。

2. 業務改善命令の対象となり得る行為

- 「利用する」ということをインサイダー取引の要件とするのか、それとも単に「知って取引する」ことを規制するのか。いずれでもあり得ると思うが、改めて検討すべき。

【御指摘事項②】（安藤委員）

R E M I Tでは「当該情報を他人に開示する行為」が規制対象となっているが、これを規制しないのはなぜか

【その他】

分社化により小売電気事業者がグループ全体の発電コストを把握している場合の常時バックアップ契約の供給主体はどこになるのか

1. インサイダー情報の定義

- 「正確な」という要件は主観的な要素が解釈に入り込む可能性があるため、当該要件は除くこととし、金商法において、インサイダー情報は一定の事実であると定義されていることに倣い、適正取引ガイドラインにおいても、「電気の卸取引に関係があり、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす一定の事実等」（具体的に適正取引ガイドラインにおいて列挙）をインサイダー情報としてはどうか。
- 「広く一般に公開されておらず」という要件は、その内容が必ずしも明らかでないため、インサイダー情報の定義から除くこととする。金商法においても、インサイダー情報の定義自体に「公表」という概念は含まれておらず、公表前にインサイダー取引を行うことが禁止されている。適正取引ガイドラインにおいても、金商法の考え方に倣い、インサイダー情報の定義自体には「公表」という概念を含めないこととする。

前回の定義（案）

- インサイダー情報とは以下の①～④の全ての要件を満たすものとする。
 - ① **正確な情報（正確な情報として合理的に推測できるものを含む）**であり、
 - ② **広く一般に公開されておらず、**
 - ③ 卸電力商品に関係があり、
 - ④ 当該情報が公開された場合に、卸電力商品の価格に重大な影響を与える可能性がある情報
- 現物の電力取引のみを対象とする。

適正取引ガイドラインの定義（案・要旨）

- インサイダー情報とは、**電気の卸取引に関係があり、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等**をいう。
 - A) 10万kW以上の発電ユニットの停止に係る事実等
 - B) 送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等
- 現物の電力取引のみを対象とする。

2. 業務改善命令の対象となり得る行為（問題のある行為）

- 金商法は、上場会社等に係る業務等に関する重要事実を**知った**者が、当該業務等に関する重要事実の公表前に当該上場会社等の有価証券等に係る売買等を行うことを禁止している。
- 「利用した」という文言の意味は必ずしも明らかではないため、「インサイダー情報を**利用した**取引」とすると、どのような取引が問題となるものであるのかが不明確になる。他方、卸電力取引については、有価証券に係る取引とは異なり、実需給に基づいて行われるものであることから、インサイダー情報を知って卸電力取引を行うこと全てを問題のある行為とすることは、過剰なものとなるおそれもある。
- そこで、適正取引ガイドラインでは、「インサイダー情報を**知って**」行う卸取引を原則として問題のある行為とし、例外として、インサイダー情報を知って行った卸取引であったとしても、**例示にある取引を行う正当な理由があるものについては、問題とはならない**としてどうか。

適正取引ガイドライン（案）より抜粋

インサイダー取引
（原則）

- 業務上インサイダー情報を**知った**電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、当該インサイダー情報と関連する卸取引をする行為

インサイダー取引
の例外

以下の場合には、当該取引を行う**正当な理由**があるため、問題となる行為には該当しない。

- 緊急の物理的な電力不足を補填する場合など、電力の安定供給のために、インサイダー情報の公表に先立って行うことが必要不可欠である取引
- インサイダー情報を知る前に締結していた契約又は決定していた計画に基づいて行われた取引
- 広域機関が実施する電気事業法第28条の44に基づく指示に関する電力取引として行う場合
- インサイダー情報を入手する電気事業者の内部において、実際にインサイダー情報を知る者と卸取引を行う者の間に適切な情報遮断措置（ファイアウォールの設置）が講じられている場合に、卸取引を行う者がインサイダー情報を知らないで行った取引

参考：インサイダー関連条文 抜粋（金商法）（1/2）

（会社関係者の禁止行為）

第百六十六条 次の各号に掲げる者（以下この条において「会社関係者」という。）であつて、**上場会社等に係る業務等に関する重要事実**（当該上場会社等の子会社に係る会社関係者（当該上場会社等に係る会社関係者に該当する者を除く。）については、当該子会社の業務等に関する重要事実であつて、次項第五号から第八号までに規定するものに限る。以下同じ。）**を当該各号に定めるところにより知つたものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買**その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継（合併又は分割により承継させ、又は承継することをいう。）又はデリバティブ取引（以下この条、第百六十七条の二第一項、第百七十五条の二第一項及び第百九十七条の二第十四号において「売買等」という。）**をしてはならない。**当該上場会社等に係る業務等に関する重要事実を次の各号に定めるところにより知つた会社関係者であつて、当該各号に掲げる会社関係者でなくなつた後一年以内のものについても、同様とする。

一 当該上場会社等（当該上場会社等の親会社及び子会社並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人を含む。以下この項において同じ。）の役員（会計参与が法人であるときは、その社員）、代理人、使用人その他の従業者（以下この条及び次条において「役員等」という。）その者の職務に関し知つたとき。

（略）

2 前項に規定する**業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実**（第一号、第二号、第五号、第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）**をいう。**

一 当該上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 会社法第百九十九条第一項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（当該上場会社等が外国会社である場合に限る。以下この条において同じ。）によるものを含む。）又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集

（略）

二 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。

イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

（略）

八 前三号に掲げる事実を除き、当該上場会社等の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

九～十四（略）

参考：インサイダー関連条文 抜粋（金商法）（2/2）

- 3 会社関係者（第一項後段に規定する者を含む。以下この項において同じ。）から当該会社関係者が第一項各号に定めるところにより知った同項に規定する業務等に関する重要事実の伝達を受けた者（同項各号に掲げる者であって、当該各号に定めるところにより当該業務等に関する重要事実を知ったものを除く。）又は職務上当該伝達を受けた者が所属する法人の他の役員等であって、その者の職務に関し当該業務等に関する重要事実を知ったものは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならない。
- 4 第一項、第二項第一号、第三号、第五号、第七号、第九号、第十一号及び第十二号並びに前項の公表がされたとは、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこと又は当該各号に定める者が提出した第二十五条第一項（第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する書類（同項第十一号に掲げる書類を除く。）にこれらの事項が記載されている場合において、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されたことをいう。
（略）

（未公表の重要事実の伝達等の禁止）

第百六十七条の二 上場会社等に係る第百六十六条第一項に規定する会社関係者（同項後段に規定する者を含む。）であって、当該上場会社等に係る同項に規定する**業務等に関する重要事実**を同項各号に定めるところにより**知ったものは**、他人に対し、当該業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に**当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもって、当該業務等に関する重要事実を伝達し**、又は当該売買等をするを勧めてはならない。

インサイダー情報を開示する行為について

○ R E M I Tでは「当該情報を他人に開示する行為」が規制対象となっているが、これを規制しないのはなぜか

考え方

- 第三者へのインサイダー情報の開示については、問題のある行為とすることとしたい。
- REMITでは、正当な業務として開示する場合を除いて、インサイダー情報の開示を禁止しているため、例えば、発電事業者の従業員が家族に対し、自らが取り組んでいる業務内容について話すことも禁じられてしまう。
- このため、金商法の規定を参考として、「他人に利益を得させ、又は他人の損失の発生を回避させる目的」をもって行うインサイダー情報の開示（及び取引推奨行為）に限り、問題のある行為としてはどうか。

処罰等対象となり得る行為

適正取引
ガイドライン（案）

- ①業務上インサイダー情報を知った電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、当該インサイダー情報と関連する卸取引をする行為
- ②業務上インサイダー情報を知った電気事業者又は当該電気事業者からインサイダー情報の伝達を受けた電気事業者が、インサイダー情報の公表前に、第三者に利益を得させ又は第三者の損失の発生を回避させる目的をもって、当該第三者に対しインサイダー情報を開示する、又は情報に関連する卸取引を勧める行為

REMIT

- ①インサイダー情報を利用することで、自己又は第三者の計算により、直接又は間接的に当該情報と関連する卸電力商品を売買する行為
- ②当該情報を他人に開示する行為(正当な業務としてインサイダー情報を第三者に開示する場合を除く)
- ③インサイダー情報に基づき、当該情報に関連する卸電力商品の売買を第三者に勧める行為

金商法

- ①公表前にインサイダー情報に関する有価証券の売買等を行うこと
- ②公表前に有価証券等を売買等をさせることにより他人に利益を得させ、又は他人の損失の発生を回避させる目的をもって、当該業務等に関する重要事実を伝達する行為

- 分社化により小売電気事業者がグループ全体の発電コストを把握している場合、当該小売電気事業者を常時バックアップの契約窓口とすることは可能か

考え方

- 常時バックアップの契約窓口については第9回及び第12回制度設計ワーキンググループでの議論を踏まえ、第2回制度設計専門会合で、適正取引ガイドラインの改正事項として次の内容を提示している。
 - ✓ 常時バックアップの供給主体が、「一般電気事業者であった発電・小売事業者」であることを追記
 - ✓ 発電と小売が分社化された場合：「一般電気事業者であった発電事業者」が主体となる旨を追記
 - ✓ 発電が複数社に分社化された場合：常時バックアップの契約窓口を「分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自社以外の事業者」に設置する旨を追記
- 上記のように、発電事業者が複数社に分社化された場合に常時バックアップ契約の契約窓口を「分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自社以外の事業者」としているのは次の理由による。
 - ✓ 新規参入者である小売電気事業者が複数の発電事業者と常時バックアップ契約を結ぶケースが想定され、同一グループ（当該発電事業者等及びその関連会社）内の小売電気事業者はコスト競争力が高く安値の発電事業者とのみ契約を結び、グループ外の小売電気事業者は高値の発電事業者としか契約を結べない場合などが考えられ、小売電気事業者間の公平性が確保されなくなる可能性がある。
 - ✓ また、契約関係が現状よりも複雑になることも見込まれる。
※関連会社は区域において一般電気事業者であった発電事業者等（又はその親会社）が他の発電事業者の議決権の3分の1以上を有する場合における当該他の発電事業者
- 今後、一般電気事業者の分社化に伴い、当該小売電気事業者が常時バックアップの契約窓口となる可能性も出てくる。

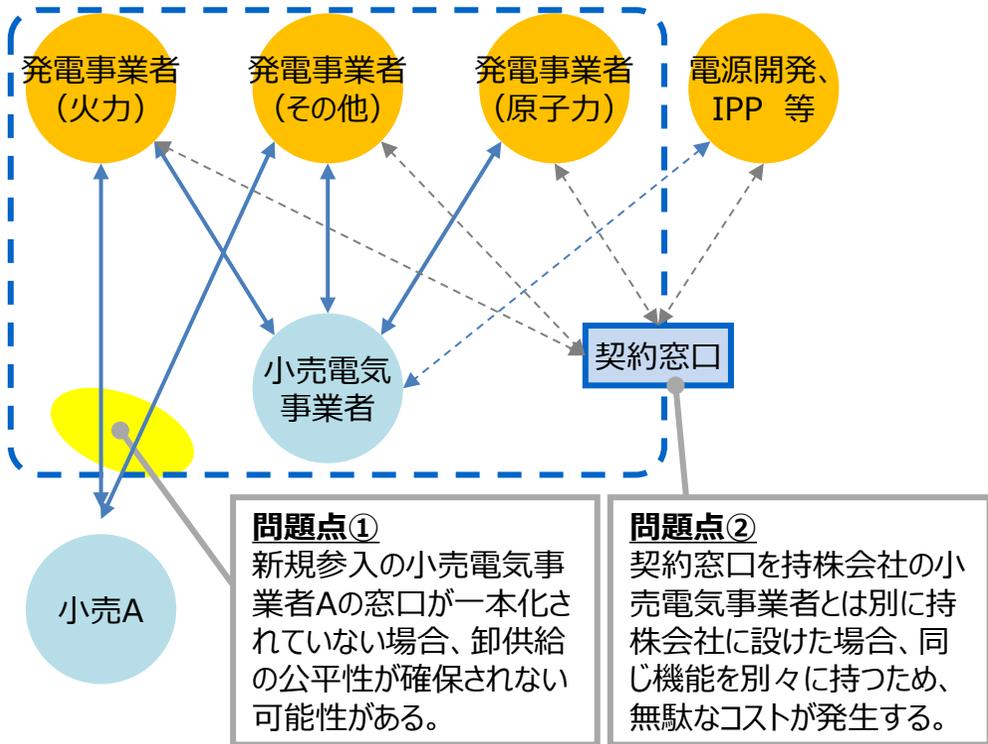
小売電気事業者による常時バックアップの供給 (2/2)

- 第12回制度設計ワーキングでは、常時バックアップ契約の契約窓口はグループ内の発電事業者や持株会社としていたものの、仮に契約窓口が小売電気事業者に置かれたとしても、前掲の問題は払拭できるものと考えられる。そのため、常時バックアップの契約窓口を小売電気事業者に置くことを許容してもよいのではないか。
- ただし、小売電気事業者は、相対契約によって電源を確保しているところ、常時バックアップの供給主体のシェアを考えるに当たっては、資本関係のみでなく、I P Pの電源など相対契約で確保している電源も含めて判断することとする。

<凡例> ● : 発電事業者 ● : 小売電気事業者 ↔ : 卸契約

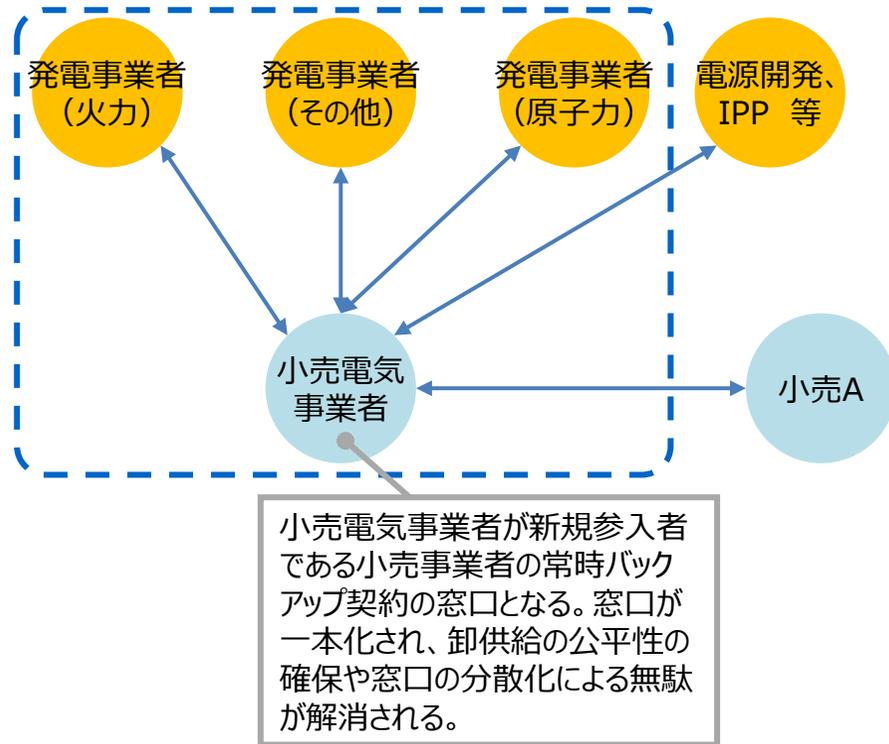
分社化による問題点

持株会社の下事業者



窓口を小売電気事業者に一本化して問題を回避

持株会社の下事業者



(2) 適正取引ガイドラインの改正案 (卸パート)

適正取引ガイドラインの改正のポイント（卸パート）

○ 卸売分野では「常時バックアップ契約」「卸電力市場の透明性」「相場操縦」に係る点を改正する（次ページ以降で詳述）。

改正のポイント

常時バックアップ契約

- 常時バックアップの供給量に関する記載を追加（高圧・特高は3割程度、低圧は1割程度）
- 常時バックアップの供給主体に関する記載を追加

インサイダー取引

- ① インサイダー取引
- ② インサイダー情報の公表を行わないこと
 - i. 公表内容とその時期
 - ii. 公表方法

相場操縦

- 市場価格のつり上げ及びつり下げ行為
- 物理的な出し惜しみ

- 常時バックアップ契約に関しては、供給量及び供給主体に関する記載が改正される予定。

改正のポイント

常時バックアップの
供給量

- 常時バックアップについては、小売電気事業者が新たに需要拡大する場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者等が行うことが適当である。

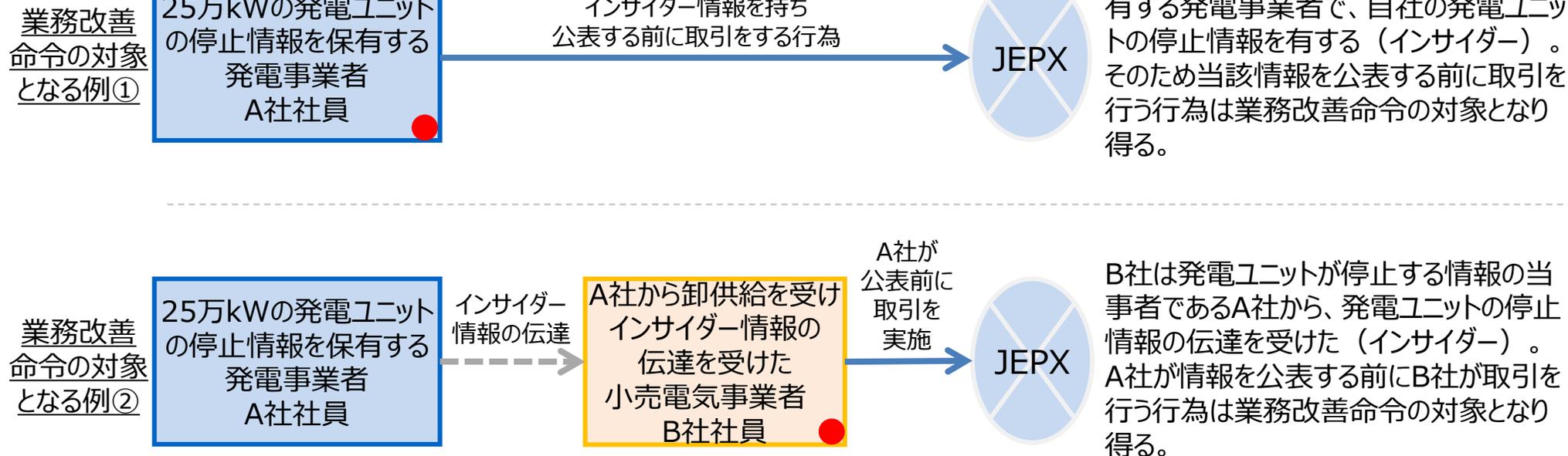
常時バックアップの
供給主体

- 区域において一般電気事業者であった発電事業者が、常時バックアップの契約窓口を、親会社等の自社以外の事業者（区域において一般電気事業者であった小売電気事業者を含む。）に設けることは差し支えない。
- 区域において一般電気事業者であった発電事業者が分社化して複数の発電事業者になる場合には、常時バックアップの契約手続が複雑になることを防ぐ観点から、分社化された発電事業者のいずれか又は親会社等の自社以外の事業者に、常時バックアップの契約窓口を一本化することが適切である。

- インサイダーとは、インサイダー情報の対象となる10万kW以上の発電ユニットを保有する発電事業者（当該事業者が小売を兼ねている場合には小売電気事業者も含む）及び当該事業者からインサイダー情報の伝達を受けた者、と定義してはどうか。
- 実際にインサイダー取引により業務改善命令の対象となり得る行為のパターンを①と②に分けて整理。

インサイダー取引により業務改善命令の対象となり得る行為の例

● : 業務改善命令の対象



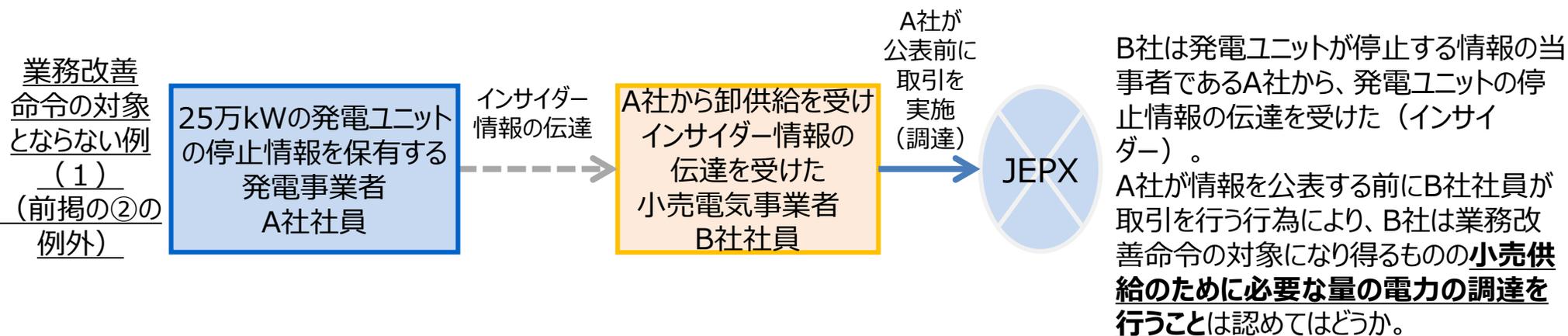
※いずれの例においてもA社は情報の公表を行う必要性。

また、仮にA社が伝達した相手先に利益を得させる等の目的を持ってインサイダー情報を開示した場合は、業務改善命令の対象となり得る。

業務改善命令の対象とならない行為の例 (1/4)

- 前掲の例のように発電事業者から情報の伝達を受けた小売電気事業者もインサイダーとなるため（発電・小売事業を同じ会社内で営む者を含む）、情報公表前に取引を行うと業務改善命令の対象となり得る。
- 必要な供給力が不足することが分かっている場合は、情報公表前であっても小売電気事業者として取引（電力の調達）を行い、当該供給力の不足分を補うことを認めてはどうか。

インサイダー取引により業務改善命令の対象とならない行為の例



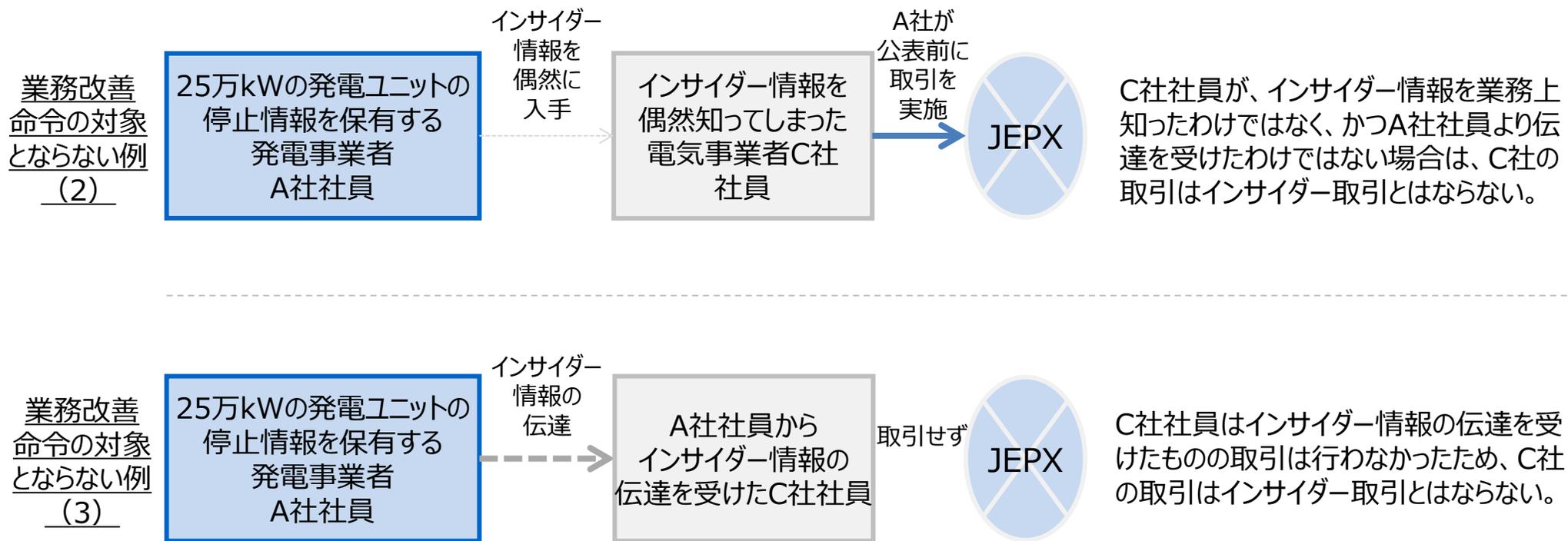
※A社は情報の公表を行う必要性。

また、仮にA社が伝達した相手先に利益を得させる等の目的を持ってインサイダー情報を開示した場合は、業務改善命令の対象となり得る。

業務改善命令の対象とならない行為の例 (2/4)

- インサイダーとは、10万kW以上の発電ユニットを保有する発電事業者（当該事業者が小売を兼ねている場合には小売電気事業者も含む）及び当該事業者からインサイダー情報の伝達を受けたもの、とした場合、たまたま知ってしまった電気事業者や事実を確認できない情報である場合は業務改善命令の対象とならないこととしてはどうか。
- またインサイダー情報の伝達を受けたとしても、その情報をもとに取引を実施しなければ業務改善命令の対象とならないとしてはどうか。

インサイダー取引により業務改善命令の対象とならない行為の例



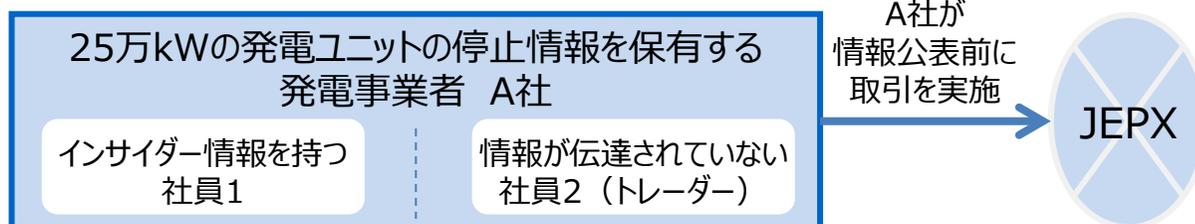
※いずれの例においてもA社は情報の公表を行う必要性。

また、仮にA社が伝達した相手先に利益を得させる等の目的を持ってインサイダー情報を開示した場合は、業務改善命令の対象となり得る。

業務改善命令の対象とならない行為の例 (3/4)

- インサイダー情報を持ち、実際に取引を行うのは個人であるため、仮に同一の組織の中においても情報の遮断が適切に行われており、公表前のインサイダー情報が伝達されていない社員による取引が行われても業務改善命令の対象とはならないとはどうか。

インサイダー取引により業務改善命令の対象とならない行為の例

業務改善
命令の対象
とならない例
(4)

A社としては公表前のインサイダー情報を有しているものの、A社のトレーダーである社員2はインサイダー情報の伝達は行われていないため、社員2が情報公表前に取引を行ってもインサイダー取引とはならない。

※インサイダー情報が行き交うことの遮断
また、上記は小売電気事業者においても同様。

- インサイダー情報を知る前に締結・立案された契約や計画に基づく取引であれば、インサイダー取引規制を受けないとはどうか。
- 金商法においても、インサイダー取引規制に関する「知る前契約」、「知る前計画」は適用除外とされており、これと同様の考え方をとってはどうか。

インサイダー取引により業務改善命令の対象とならない行為の例

通常時

25万kWの発電ユニットを
保有する発電事業者
A社社員

日々、余剰分を
JEPXを通じて売却

JEPX

A社社員はA社のトレーダーで、A社の余剰電源を日々スポット市場にJEPXを通じて売却していた。

業務改善
命令の対象
とならない例
(5)

事故時

25万kWの発電ユニットを
保有する発電事業者
A社社員

トレーダーの下に発電機の停止情報が
入ってきたが、公表前ではあるもののこの情報
入手する前に立てた計画のとおり、取引を行った

JEPX

A社のトレーダーは取引を行う前に発電機の停止情報の伝達を受けたが、スポット市場入札の締切りが迫っていたため、発電機の停止情報が公表される前に入札を行った（通常どおりの価格水準で、通常量を取引した。）
インサイダー情報を知る前から計画されていた取引であるためインサイダー取引とはならない。

発電機の停止

- 公表の遅延については「正当な理由」があれば、公表ルール違反にはならない。「正当な理由」に該当するか否かは個別の事情を踏まえて判断されるが、例えば以下のような理由が公表ルール違反の例外に該当すると考えられる。

公表遅延の正当な理由の例

- 事故時、事象拡大防止等が必要となる場合（火災、危険物漏えい等）
- 大規模災害（復旧活動を優先）
- 人命に関わる事故 等

- 卸取引の需給に影響を与える情報がJEPXでの約定価格や約定量に影響を与えるものと考えられるため、取引参加者が平等に需給の予測を立てられるように、発電ユニット名を含めた情報を公表する必要があるのではないか。

ステータス		公表する情報（案）				
計画外停止	速報 (1時間以内に公表)	計画外(事故)が起きた日時	当該発電所が所在するエリア	発電事業者名	発電ユニット名	発電容量 (定格出力)
	詳報 (48時間以内)	停止原因	復旧見通しの有無	※速報時の情報に追加		
	復旧時期の公表 (決定後、速やかに)	復旧予定日	※詳報時の情報に追加／更新			
計画停止	詳報 (決定後、速やかに)	予定停止日 (開始～終了)	当該発電所が所在するエリア	発電事業者名	発電ユニット名	発電容量 (定格出力)
	情報更新 (決定後、速やかに)	予定停止日 (内容更新)	※詳報時の情報に更新があれば			
	復旧時期の公表 (復旧の48時間前までに)	復旧予定日 (内容更新)	※詳報又は情報更新時の情報に更新があれば			

- 発電ユニットの計画又は計画外停止情報については、発電ユニットの運営主体である発電事業者が公表すべきと考えられ、所定時間内に公表を行わなかった場合には、業務改善命令の対象となり得るとしてはどうか。
- 発電ユニットの計画又は計画外停止情報の公表主体とその内容については、以下の整理としてはどうか。

第2回制度設計専門会合
資料より抜粋

発電ユニットの公表主体とその内容

	情報公表の要否
発電事業者	<ul style="list-style-type: none">• 発電ユニットの計画又は計画外停止情報の公表の必要あり。• 正当な理由なく所定時間内に情報を公表しない場合には、業務改善命令の対象となり得る。
小売電気事業者	<ul style="list-style-type: none">• 情報公表の必要無し。
送配電事業者	

- 発電ユニットの計画及び計画外停止情報の公表を行う場合、取引参加者の利便性の観点から、情報公表サイトを設置し、情報を一元化することが望ましいと考えられる。
- 諸外国の例を参考にすると、情報公表サイトは卸電力取引所や地域送電機関（TSO等）に設置される傾向にあり、我が国においても利便性や運営上の効率性、開始時期などを総合的に検討し、情報公表サイトの設置場所を選定する必要がある。

情報公表サイトが有していると望ましい要件及び機能

- 取引を行う際に参照する情報が一元化されているなど、取引参加者にとっての利便性が高いこと
 - ✓ 取引参加者が取引に必要な情報（市場の板の厚み、価格推移等）の集約
 - ✓ 取引参加者のニーズを理解したサイト運営 等
- 情報公表サイトに掲載されている情報の信頼性やサイト運営の安定性が担保されていること
 - ✓ 24時間365日のサイト運営 等
- 早期に情報公表サイトの運営開始できること（可能な限り平成28年4月から）
 - ✓ 情報公表サイト構築に対する柔軟性 等



上記の点を踏まえ、日本卸電力取引所(JEPX)において、当該サイトを構築し、取引参加者の利便性の一層の向上が、図られることが期待される。
（その運用を含めた細部について、現在JEPXと調整中）

- 卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場の相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令の対象となり得る。

相場操縦の観点から業務改善命令の対象となる行為
(適正取引ガイドライン(改正案)に盛り込んでいる内容)

- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引(仮想取引(実態を伴わない取引)、馴合取引(第三者と通謀して行う取引)、又は真に取引する意思のない入札(先渡し掲示板における取引の申込みを含む。))を行うこと
- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと
- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること(例えば、市場相場が事故又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等)

<市場相場を変動させることを目的とした行為の例>

- 市場の終値を自己に有利なものとするを目的として市場のゲートクローズ直前に行う大量の取引
- 電気事業者が自らに有利なポジションを取るために、取引価格の高値又は安値誘導によりインバランス料金を意図的に変動させる行為
- 市場相場を釣り上げる又は釣り下げを目的として市場取引が繁盛であると誤解させるような取引を行うこと(例えば、濫用的な買い占めや大量の買い入札により市場相場を釣り上げる場合等)
- 市場分断の傾向の分析や事前に入手した連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること
- その他意図的に市場相場を変動させること(例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格に釣り上げるため、売惜しみをすること)